

女性デジタル人材育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要項

女性デジタル人材育成事業業務委託に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別に定める「女性デジタル人材育成事業業務委託プロポーザル募集要項」（以下、「募集要項」という。）に規定する応募資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要項により、適正に書類を作成した参加者

2 審査委員会

- (1) 開催日程 令和7年5月23日（金）
- (2) 場所 四日市市役所3階301会議室
- (3) 選考委員 5名
- (4) プレゼンテーション
 - ① 1団体あたり25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）
 - ② 1団体あたりの出席者は3名以内

3 審査の項目及び審査方法

- (1) 審査委員会において、提出された提案書とプレゼンテーションの内容に対する審査を行います。審査は、別紙の「審査基準」に基づいて行います。
- (2) 総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

・業務実施体制	(5点)
・類似業務実績	(5点)
・業務の実施方針	(5点)
・提案内容	(45点)
・募集方法の有効性	(30点)
・地域要件	(5点)
・スケジュールの妥当性	(5点)
- (3) 各審査委員持ち点100点とし、合計点数500点満点中300点以上かつ最高得点者を契約の相手方候補者とします。

審査項目	審査基準
業務実施体制 (提案様式2)	事業が円滑に推進できる体制である。責任者、担当者、協力会社、再委託先等の役割、責任の所在が明確である。
類似業務実績 (提案様式2)	類似業務として相応しく、今回の委託内容に適した実績がある。
業務の実施方針 (提案様式3、4)	地域における女性活躍推進の必要性及び女性デジタル人材育成の有効性を理解した上での提案となっている。
提案内容 (提案様式3、4)	オンラインサービス出品や企業とのマッチング（あるいは起業）に繋げていくための工夫がある。
	子育て中や介護中の女性が参加しやすい内容となっている。
	講座期間における、受講生に対するサポート体制が整っている。
募集方法の有効性 (提案様式4)	募集媒体、募集時期等が適切なものである。
	対象者及び企業への周知、企業の選定方法が妥当である。
地域要件	市内に本店（または営業所）がある。
スケジュール の妥当性	スケジュールが具体的であり、妥当性がある。